

広報かさま お知らせ版

平成18年4月27日 第18-7号

本所・支所
問い合わせ方法
笠間・友部地区から
Tel 77-1101
Tel 72-1111
岩間地区から
Tel 37-6611

広報かさま 点訳のご案内

『広報かさま』などの広報紙の点訳（点字への翻訳）を、ボランティアが行っています。ご希望の方は、次までお問い合わせください。

問合せ先／笠間市社会福祉協議会 Tel 0296-73-0084
友部町社会福祉協議会 Tel 0296-77-0730
岩間町社会福祉協議会 Tel 0299-45-6520

児童手当の支払日について

新笠間市の支払日は、支払月の10日です（10日が金融機関休業日の場合は、繰り上げて直前の金融機関営業日）。支払いは、原則として毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までを支給します。

問合せ先／子ども福祉課 Tel 内線 162・163
笠間支所福祉課 Tel 内線 72161
岩間支所福祉課 Tel 内線 73171

第8回「茨城県ゆうあいスポーツ大会」の参加者募集

日 程／5月28日（日） ◇参加無料

会 場／笠松運動公園（ひたちなか市）

参加資格／市内在住の心身障害児（者）

参加種目／☆「ジャンケン勝ち残りゲーム」「お菓子とり徒競走」「みんなで歌おう」は全員参加

☆「すず割り」・「大玉おくり」の中からいずれか1種目を選んで参加

そ の 他／☆当日は、市が用意するバスで移動します。乗車場所については、参加者に後日連絡します。

☆職員が同行しますので、障害児（者）のみの参加も歓迎します。

申込方法／5月18日（木）までに、電話で次へ。

申込み・問合せ先／社会福祉課 Tel 内線 156



平成18年4月1日から児童手当制度が拡充されました

☆支給対象年齢が、小学6年生までに引き上げられました。

☆所得制限限度額が引き上げられました。

新たに児童手当を受ける保護者は、子ども福祉課及び各支所福祉課の窓口（公務員は勤務先）で認定請求の手続が必要です。

なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたもの限り、4月1日（又は支給要件該当日）にさかのぼって支給します。

平成18年度に、小学4年生の児童がいる保護者の皆様へ
（平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ）

例年どおり、6月に現況届を提出してください。

平成18年度に、小学5・6年生の児童がいる保護者の皆様へ
（平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ）

現在、児童手当を受給していない保護者は、認定請求の手続が必要です。該当者には7月中に通知します。

また、受給中の弟や妹がいる児童の保護者は、手当が増額されますので、増額請求の手続きが必要です。該当者には書類を送付しますので、現況届と一緒に提出してください。

現在、所得制限で児童手当を受給していない
小学4年生までの児童がいる保護者の皆様へ

法改正等により、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、次の所得制限限度額表を参照の上、平成18年5月末日までに申請してください。

なお、所得制限による未請求者には、市役所及び各支所から個別に通知はしませんのでご了承ください。

平成18年4月からの所得制限限度額表

| 扶養親族の数 | 自営業者 （国民年金加入者） | サラリーマン （厚生年金等加入者） |
|--------|-------------------|----------------------|
| 0人 | 460万円 | 532万円 |
| 1人 | 498万円 | 570万円 |
| 2人 | 536万円 | 608万円 |
| 3人 | 574万円 | 646万円 |
| 4人 | 612万円 | 684万円 |
| 5人 | 650万円 | 722万円 |

※詳しくは、次へお問い合わせください。

問合せ先／子ども福祉課 Tel 内線 162・163
笠間支所福祉課 Tel 内線 72161
岩間支所福祉課 Tel 内線 73171

【回覧】お早めに回してください

広報かさまは、ホームページでもご覧になれます <http://www.city.kasama.lg.jp>